

空き家の解体補助金

最大
50
万円

- ・市内の空き家を取り壊す場合、解体工事費用の一部(1/2以内)を補助します。
- ※危険空き家に該当した場合、最大50万円
- ※老朽空き家に該当した場合、最大20万円
- ・予算の範囲内で先着順に受付します。

補助の対象

- 危険・老朽空き家(市で判定します)
- 住宅又は店舗の用に供されていた空き家
- 市内に存する1年以上使用されていない空き家
- 法人が所有する空き家でないこと
- 所有権以外の権利が設定されていない空き家(同意がある場合はこの限りでない)
- 過去10年以内に当該空き家等に対して関連補助金の交付を受けていないこと
- 敷地内全て(建築物・工作物・草木等)を除却して更地にする工事であること

まずは、危険・老朽空き家の判定をするため、危険・老朽空き家判定申請書の提出をお願いします

- ① 危険・老朽空き家判定申請書(様式第1号)
- ② 空き家の位置図(付近見取図)
- ③ 空き家外観写真(複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むものであること)

市から危険・老朽空き家判定結果通知書(様式第2号)をお送りします。

危険・老朽空き家に該当し、補助金の申請を受けたい方は、以下の申請書を提出してください。

- ① 田原市空き家解体促進事業補助金交付申請書(様式第3号)
- ② 事業実施計画書(様式第3-1号)
- ③ 空き家の使用状況報告書兼宣告書(様式第3-2号)
- ④ 登記事項証明書又は宣誓書(様式第3-3号)
- ⑤ 解体工事見積書の写し(補助対象空き家に係る工事費とその他の工事費を分けたもの)
- ⑥ 予定解体業者の有する建設業(土木工事業、建築工事又は解体工事業)の許可書の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録証明書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類(登記事項証明書の所有者と申請者が異なる場合は、確約書などが必要になります。)

適正なら田原市空き家解体促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)を通知します。

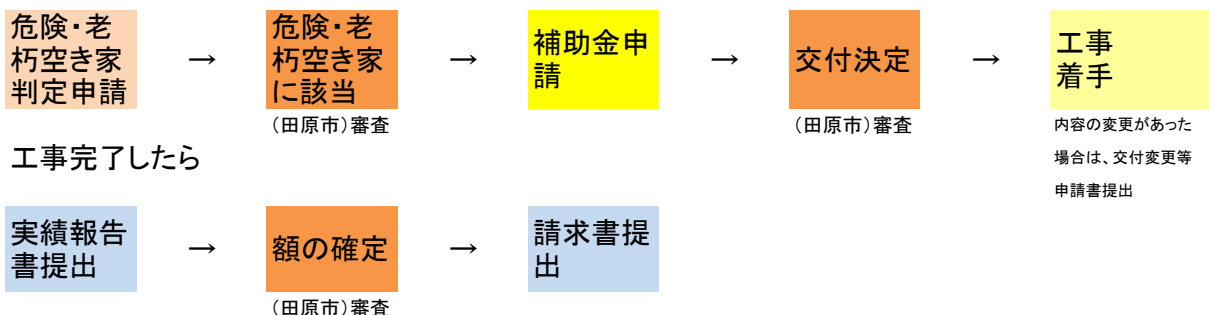
補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は、2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

- ① 田原市空き家解体促進事業補助金実績報告書(様式第7号)
- ② 補助対象事業に係る工事契約書又は請書の写し
- ③ 解体業者に支払った請負代金領収書の写し
- ④ 工事写真(着手前、工事中及び完了が確認できるもの)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

審査のうえ、田原市空き家解体促進事業補助金確定通知書(様式第8号)をお送りします。

確定通知書を受け取ったら、請求書(様式第9号)を提出してください。

空き家解体補助金の流れ



◇田原市空き家解体促進事業補助金 Q&A

- Q・ 今まで、住んでいた家を解体したいのですが対象になりますか？
A・ なりません。1年以上使用されていない危険・老朽空き家が対象です。
- Q・ 敷地内に、使用していない危険・老朽な空き家があるのですが対象になりますか？
A・ 危険・老朽空き家がある敷地を、更地にした場合対象になりますが、敷地内に他の建物や草木などがある場合は対象になりません。
- Q・ 敷地内の危険・老朽空き家の解体以外の費用(敷地内の他の建築物の解体、草木の除去)も対象になりますか？
A・ 対象になります。
- Q・ どうして、危険・老朽空き家の解体分の工事費とその他の工事費と分けた見積書が必要なのですか？
A・ 市から、国や県に報告するために必要になります。ご協力ください。
- Q・ 年度内(3月31日)に工事が完了すれば、良いですか？
A・ 2月末までに完了実績報告書を提出していただく必要があります。
- Q・ 法人等が所有する空き家は対象になりますか？
A・ 対象になりません。
- Q・ 解体後の、跡地利用の要件がありますか？
A・ 解体後の、跡地利用についての要件はありません。
解体後に、どのように活用するかによって、進め方を検討する必要があります。解体する前に、解体した後、どのように活用するかをご検討ください。
- Q・ 危険・老朽空き家を購入し、所有者になりましたが、補助対象になりますか？
A・ 個人の方の所有であれば対象になります。
- Q・ ブロック塀等耐震改修工事補助金等と同時に空き家解体補助金が使えますか？
A・ ブロック塀等耐震改修工事補助金等は、耐震のための補助金です。空き家の解体(跡地の利活用)とは目的が異なりますので、同時に使うことはできません。